mixi

2013 年 5 月 23 日

各 位

株式会社ミクシィ
代表取締役社長 笠原健治
（コード：2121 東証マザーズ）
問合せ先 取締役経営推進本部長 荻野泰弘
（電話番号 03-5738-5900）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、定款の一部変更議案を第 14 期定時株主総会へ付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

（1）当社は、2007年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、2013年2月21日開催の取締役会において、2013年4月1日を効力発生日として、1株を100株に分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更及び第7条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。
上記の変更に伴い、変更案第8条（単元未満株式の権利制限）及び変更案第9条（単元未満株式の売渡請求）を新設し、現行定款第9条（株式取扱規程）につきまして所要の変更を行うものであります。

（2）経営体制の充実・強化に備えるため、現行定款第17条（員数）に定める取締役の員数の上限を7名より9名に変更するものであります。

（3）その他、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	定 款 変 更 案
（新設）	（単元未満株式の権利制限） 第8条 当会社の単元未満株主は、以下にあげる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第2項各号にあげる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利
（新設）	（単元未満株式の売渡請求） 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。
第8条 （省略）	第 10 条 （現行どおり）

（株式取扱規程） 第9条　株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第 11 条　株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第 10 条～第 16 条　（省略）	第 12 条～第 18 条　（現行どおり）
（員数） 第 17 条　当会社の取締役は7名以内とする。	（員数） 第 19 条　当会社の取締役は9名以内とする。
第 18 条～第 47 条　（省略）	第 20 条～第 49 条　（現行どおり）

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日及び効力発生日　2013年6月25日

以上